

藤沢市市税条例の一部改正について
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2015年（平成27年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市市税条例の一部を改正する条例
藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第7条を次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）

- 第7条 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予（同条第3項に規定する徴収の猶予をいう。以下同じ。）又は徴収の猶予期間の延長（同条第5項に規定する徴収の猶予期間の延長をいう。以下同じ。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合は、当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長に係る金額をその期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を各月又は市長が指定する月に分割して納付し、又は納入させる場合は、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めるものとする。
- 3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限までに納付し、又はその納入期限までに納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更することができる。

- 4 市長は、第2項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は当該分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。
- 5 市長は、第3項の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を変更したときは、その旨、当該変更後の分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

第7条の次に次の6条を加える。

(徴収猶予の申請手続等)

第7条の2 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
 - (4) 徴収の猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行うかどうか(分割納付の方法による納付又は分割納入の方法による納入を行う場合にあっては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は分割納入の各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額を含む。)
 - (6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)
- 2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項の条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収の猶予を受けた期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (2) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項（法第15条の6の2第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める期間は、20日とする。
- （職権による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）
- 第7条の3 第7条の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
- （職権による換価の猶予の手續）
- 第7条の4 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲

げる書類とする。

- (1) 第7条の2第2項第2号に掲げる書類
- (2) 職権による換価の猶予（法第15条の5第1項の規定による換価の猶予をいう。以下同じ。）を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- (4) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
（申請による換価の猶予の要件等）

第7条の5 法第15条の6第1項の条例で定める期間は、6月とする。

- 2 第7条の規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。
（申請による換価の猶予の手続等）

第7条の6 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請による換価の猶予（法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をいう。以下同じ。）に係る徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち納付又は納入が困難である金額
- (4) 申請による換価の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額又は各納入期限及び各納入期限ごとの納入金額
- (6) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第15条の6の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第7条の2第2項第2号に掲げる書類
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、当該猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、政令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (2) 申請による換価の猶予を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
(担保を徴する必要がある場合)

第7条の7 法第16条第1項ただし書の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る金額が100万円以下である場合
- (2) 徴収の猶予の期間、職権による換価の猶予の期間又は申請による換価の猶予の期間が3月以内である場合
- (3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第14条第1項第1号オ中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第21条第3項中「所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加える。

第23条第1項中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第25条第1号中「及び氏名」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号（行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第26条第1項第1号及び同条第2項第1号中「及び氏名」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第30条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。第42条の5第1項第1号を除き、以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第30条の2第1項第1号、第30条の3第1号及び第30条の4第1号中「及び氏名又は名称」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第37条第1項第1号中「身体障がい者で年齢18歳未満のもの」を「身体障がい者」に改める。

第42条の5第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附則第11項第1号、第12項第1号及び第13項第1号中「及び氏名」を「又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称)」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定、第7条の次に6条を加える改正規定及び第14条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定され、市税に係る申告事項等に個人番号又は法人番号を追加し、及び地方税法の一部が改正されたことに伴い、市税の猶予制度に関する規定を設ける等のため、所要の改正をする必要による。